

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和3年10月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20211014	有限会社みちのく観光バス (法人番号 9400002008884) 代表者高橋節雄	岩手県花巻市糠塚第9地割71番地	本社営業所	岩手県花巻市糠塚第9地割71番地	文書警告(処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和3年9月7日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。